

黒松小学校いじめ防止等対策全体計画

- ・ 日本国憲法
- ・ 教育基本法
- ・ 学校教育法

【総 則】

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童 生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

文部科学省

いじめ防止対策推進法

（平成 25 年 6.28 公布 法律 71 号）

- 第一章 総則
- 第二章 いじめ防止基本方針等
- 第三章 基本的施策
- 第四章 いじめの防止等に関する措置
- 第五章 重大事態への対処
- 第六章 雑則

仙台市の基本方針

いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめの防止等に関する基本的考え方

「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本に、「いじめは早期発見・早期対応が重要」との姿勢の下、「地域とともに歩む学校づくり」を進めながら、市（教育委員会を含む）、学校、家庭や地域、関係機関などの連携により取り組むものとする。

黒松小の基本方針

●いじめの防止

【いじめはしない・させない・許さない】をモットーにどの子にも起こりうるという認識をもち、すべての児童を対象にいじめを生まない学校環境をつくっていく。

●いじめを生まない「かかわる力」の育成

よりよい人間関係の構築 道徳教育の充実
すべての児童を対象にした人権教育・防犯教室の実施
防災教育による「自助・共助」の力の高揚
自分づくり教育を通じた未来への希望や夢の構築

●いじめの早期発見・早期対応

適切な児童理解 教師と児童との円滑な人間関係
「思いやりアンケート」の定期的実施 教育相談体制の充実
学校組織としての対応（生徒指導体制の充実）
関係機関との連携促進 校内研修の実施

●いじめ防止に向けた家庭・地域との連携

情報の収集・交換 児童を見守る複数の目
広報・啓発（思いやり通信・学校便り・WEB ページ）

いじめの防止

- ・ いじめはどの子にも起こりうるということを踏まえ、全児童を対象にいじめに向かわせない、よりよくかかわる力を全教育課程の中ではぐくむ（コミュニケーション力・思いやりの心）
- ・ 互いに協力し、よさを認め合いながら授業や行事に主体的に参加できる授業づくり・集団づくりを行う
- ・ 教職員が「かかわり方の模範」となるよう言動に留意し、指導のあり方に細心の注意を払う

具体的ないじめの態様例

- ・ 冷やかしかからかい 悪口や脅し文句 嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶたれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる

いじめ防止等対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、いじめ対策担当教諭、生徒指導主任、教育相談担当教諭、学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラー

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる
- ・ いじめの疑いに関する情報や問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う
- ・ いじめを認識したときは緊急会議を開き、情報の共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携など組織的な対応の中核となる

重大事態 発 生

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
 - 年間30日を目安とする。但し一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査する。

客観的な事実関係の調査

当該児童から聞き取り
周囲の関係者への確認

仙台市教育委員会へ報告→市長へ
（必要に応じ児童相談所・警察）

早急の対応

当該児童への指導と被害児童の保護
関係保護者への説明と協力依頼

黒松小いじめ調査委員会 校長による設置

早期改善と事後指導、保護者への情報提供、心のケアサポート
学校復帰支援、学習支援、マスコミ対応

◎校長、教頭、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、いじめ対策担当教諭、生徒指導主任、教育相談担当教諭、学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラー学校外部の第三者を構成員とする（学校評議員・PTA 役員・学校医など）

仙台市立黒松小学校 いじめ防止基本方針

平成25年12月策定

(最終改定 令和元年8月30日)

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立黒松小学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめの防止と対策などに当たってきたところである。

いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえたいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、本校では平成25年12月に「仙台市立黒松小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定し、随時改訂を重ねながらいじめ防止対策に取り組んできた。

さらに、この度「仙台市いじめの防止等に関する条例」（平成31年仙台市条例第28号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づいた「学校いじめ防止基本方針」改定通知を踏まえ、令和元年8月末に児童、保護者、地域住民からの意見を反映させ「学校いじめ防止基本方針」を改定した。

2 基本的考え方

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一丸となって取り組んでいく。

〈いじめの防止等に関する基本理念〉（法第3条より）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの定義

〈いじめの定義〉（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校どの学級でも起こりうるものである、との認識を持って、対応に当たる。

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意し、いじめのない黒松小学校を目指して学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携の下、取り組むものとする。

① いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、児童一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのために、本校では特に「道徳」「自分づくり教育」を中心として、学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設けることや、児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要である。特に、児童会が中心となる様々な活動の場を設定し、児童のいじめ防止に向けた取組に対する主体性を引き出していく。

また、「思いやり通信」（いじめ対策担当教諭発行のお便り）や、「学校だより」「学校要覧」等によって、学校におけるいじめ防止対策に関する情報を、保護者・地域の方々に周知しながら、学校との共通認識の下、連携して、いじめの防止等に取り組んでいくことも重要である。

さらに、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや発達障害傾向の児童がいじめの当事者である場合など、様々なケースのいじめの問題の特性を十分理解した上で、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。

② いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるもの」との認識の下、全教職員が児童の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。

そのために、全市一斉の「いじめ実態把握調査」の他に、児童への定期的なアンケート（「思いやりアンケート」）や児童と担任との面談（「ふれあいウィーク」）を実施する。「いじめられている」や「相談したいことがある」と回答した児童に関しては、担任が直接聞き取りを行うこととする。児童の様子を定期的に確認したり、直接話を聞いたりすることで、いじめの早期発見、早期対応につなげていく。さらには、児童や保護者が相談しやすい体制を作ることも重要なことである。夏季休業中の面談などによる教育相談を計画的に実施するとともに、保護者との情報交換を積極的に行い、いじめの早期発見に当たることが重要である。

また、いじめの発見のための情報の集約化や、組織的な把握のためのいじめ対策担当教諭を中心にした校内体制づくりも不可欠である。さらに、いじめ対策担当教諭が朝の校門前でのあいさつや1日に数回実施する全教室の巡視などを通して、児童の様子を確認することで、いじめの早期発見につなげていく。

③ いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、一部の教職員のみで対応しない。第一報をいじめ対策担当教諭に入れ、そこから校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任へ速やかに報告し、学校対策委員会による情報共有の下、学校全体として組織的な対応を行う。

いじめられた児童及びいじめた児童への対応は、特に次に掲げる点に留意しながら、個別・丁寧な

指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明の上、適切な連携を図ることが不可欠である。

また、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いたり、解決はしたが児童の心のケアが必要なケースが必要であったりすることも考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

○いじめられた児童に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童の心の安定を図りながら対応することを基本とする。

○いじめた児童には、いじめられた児童の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように指導する。

④ 家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解の下、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

そのために、「思いやりアンケート」や「ふれあいウィーク」の結果を「思いやり通信」で各家庭や地域に周知する。また、学校関係者評価委員会などの機会を活用して、地域やPTAの代表者にいじめ防止対策に関する話題を提供し、広く意見を募って学校での取組に生かす。

さらに、「いじめられた」「いじめた」で名前が出てきた児童に関しては、その程度に関わらず必ず家庭に連絡し、学校と連携しながら指導していく。また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、児童の生命を大切にす心、他者を思いやり、協力する態度を育むうえからも、各種学校行事や学びの連携事業、学校支援地域本部との共催による事業の実施にも取り組んでいく。

⑤ 関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。

特に本校においては、八乙女中学区地域ぐるみ生活指導連絡会議を中心に、南光台交番、黒松児童館や黒松市民センターなどとの協力・連絡体制をとって、取組を進めていく。

3 いじめの防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

① 仙台市立黒松小学校いじめ防止等対策委員会

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「黒松小学校いじめ防止等対策委員会」（以下「本校対策委員会」という。）を設置する。

委員会の構成は、基本的に、校長、教頭、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、いじめ対策担当教諭、生徒指導主任、教育相談担当教諭、学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラーによるものとし、具体的には、校長が実情に応じて、毎年度、委員を任命する。なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

本校対策委員会の所掌事項は次の通りとする。

(ア) 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認

(イ) いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検・評価

(ウ) いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認

(エ) いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査、対応や指導等の方針決定など）

(オ) その他いじめの防止等に関する重要事項

② 仙台市立黒松小いじめ調査委員会

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「黒松小学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「黒松小いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「黒松小学校いじめ調査委員会設置要項」を定めて置き、対象事案が発生した場合には、委員を任命し、迅速に対応する。

(2) いじめの防止等に関する取組

① いじめの防止

- いじめ対策担当教諭が中心となり、生活朝会や昼の放送などを活用して、いじめに関する話や、児童の思いやりのある行動を定期的に紹介する。また、学年始めや大きな行事の前の集会上に、いじめ対策担当教諭が参加し、互いに認め合い、協力することの大切さなどについて話す。
- いじめについて児童自らが深く考える機会とすることを目的と、例年5月、11月の「いじめ防止『きずな』キャンペーン」期間中の自主的な取組について、児童会による活動を促し支援する。具体的な取組としては、クラスのベストショット（とっておきの一枚）を募集し、昼の校内放送で紹介。写真はキャンペーン期間中掲示。各クラスの良いところを全校に紹介する等の活動を予定。
- 児童の中から「いじめ防止プロジェクトメンバー」を募り、いじめ防止に向けた児童の自主的な取組について話合ったり、代表委員会で提案したりさせる。これまでの具体的な取組と今後予定している取組としては、昇降口や校舎内に、いじめ防止や挨拶の励行などをPRするポスターを作成・掲示、いじめ防止標語の募集・選定・発表、昼の校内放送や挨拶運動の場を活用してのいじめ防止に向けた呼び掛けなどがある。
- 児童がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標として、主に「道徳」や「自分づくり教育」などを活用して、学校全体で取り組む。また、校内研究と関連させ、分かる授業づくりに努め、児童の豊かな心の育成につなげる。
なお、実施に当たっては、各学年の年間指導計画を策定し、計画的に取り組むものとする。
- いのちの尊さ、いじめの理解を促すため、いのち・防災による自助・共助等を考える作文づくりや児童会や委員会による児童主体の「いじめ防止集会」などを設け、いじめ根絶に向けた取組を実施する。
- 特別支援コーディネーターが中心となって、学年ごとに、校内学年支援委員会を開催する。支援委員会では、児童理解研修会で名前が挙がった特別に支援が必要な児童や不登校傾向児童を中心に、それら児童の実態や年度初めからの様子の変化について、共通理解を図る。また、各学年の支援委員会には、いじめ対策担当も出席し、いじめ事案に関する情報を提供することで、トラブルがあった児童のその後の様子の確認や、今後の指導に向けた話し合いも併せて行う。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の研修会等に積極的に参加するとともに、学校対策委員会の主催により校内研修を行う。

なお、実施に当たっては、本校におけるいじめの現状に対応した内容を企画の上、年度当初に年間計画を作成することを基本として実施する。

② いじめの早期発見

- いじめの相談は全教員により対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童、保護者等に周知を図る。

児童からの相談＝担任、養護教諭、スクールカウンセラー、いじめ対策担当教諭

保護者、地域住民からの相談＝教頭、教育相談担当教諭、いじめ対策担当教諭、生徒指導担当、担任

- いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、夏休み期間中に保護者との面談を実施する。
- 児童と教師がコミュニケーションを図り、児童が安心して学校生活が送れるようにするために、「ふれあいウィーク」と称して児童との面談を実施する。
- 毎月「思いやりアンケート」を実施する。「いじめられている」や「相談したいことがある」と回答した児童に関しては、担任が直接聞き取りを行うこととする。
- いじめの情報を把握した場合の情報の集約化、いじめの発見・把握のための注意事項など、いじめの実態把握・管理に係る校内体制の整備を行う。

具体的には、学校対策委員会が作成する「黒松小学校いじめ発見・把握のためのチェックリスト表」を全教職員が共有する。

- いじめ対策担当教諭が、朝の校門前でのあいさつや各教室の授業参観を通して、児童の様子を確認する。

③ いじめへの対処

- 事実確認の調査、その後の対応、改善指導など、本校としてのいじめ対応に当たっては、学校対策委員会が作成した「黒松小学校いじめ対応マニュアル」を基に、個々の事案の内容を踏まえて、学校対策委員会を中心に、適切に対応する。
- いじめの事案が発生した際には「第一報カード」を使い、情報を把握したいじめ対策担当教諭から、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任にスピーディーに情報を発信、共有をすることができるようにする。カードは、いじめのみならず、生徒指導、傷病・交通事故、児童虐待など、様々な種類の案件にも対応できるようにしている。また、カードは、基本的に情報を入手したいじめ対策担当が記入し、すぐに回覧する。

なお、本校では、いじめ事案の情報を把握、第一報カードによる情報共有、聞き取り、指導、家庭への連絡までの流れを次のように定め、教職員で共通理解を図りながら対応する。

いじめ事案発生から保護者への連絡までの流れ

- ・「いじめ事案発生」（担任からいじめ対策担当へ連絡）
↓
- ・「第一報」（第一報カードで、いじめ対策担当から管理職へ）
↓
- ・管理職・いじめ対策担当で内容を確認
↓
- ・「聞き取り」（担任が中心になって実施）
↓
- ・「保護者へ第一報」（担任が実施）
↓
- ・「いじめ防止等対策委員会」（必要に応じて実施）
↓
- ・「指導」（担任が中心になって実施）
↓
- ・「保護者への連絡」（被害・加害両方の家庭に連絡することが基本）

- いじめ事案情報や指導の結果について、全職員で情報を共有できるように、校内情報共有システム（OneNote）等を活用する。児童一人一人の情報を教職員全員が随時確認できるようにすることで、校内で起こった事案に対して「チーム」で対応することができるようにする。
- いじめの問題に関する指導記録を作成の上、進級に当たっての校内での情報共有を図ると共に、転校や進学にあたっては、個人情報にも留意しながら、適切な引継ぎに努める。

④ 地域や家庭との連携

- 学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を、学校ホームページや「思いやり通信」（令和元年度より地域への回覧を開始）、「学校だより」、「学校要覧」等により、保護者、地域の方々へ広く周知する。
- 4月のPTA総会で、「いじめ防止」に関する法律の内容やいじめの定義、いじめ対策担当教諭の役割について、校長といじめ対策担当教諭から説明する。同時に、いじめが認知された際には、被害・加害に関わらず、名前が挙がっている全ての児童の保護者に聞き取りを行った内容を知らせる旨を、お知らせする。
- 校内における挨拶の励行を通して、いじめ防止を更に推進するため、中学校区の三校（黒松小学校、八乙女小学校、八乙女中学校）とPTAが連携して「三校合同あいさつ運動」を実施したり、連合町内会が中心となって交通安全指導を目的とした朝の見守り活動を実施したりしている。

⑤ 関係機関との連携

- いじめを含めた児童の非行や問題行動などの未然防止、早期発見を図るため、地域における青少年健全育成事業などを、八乙女中学区地域ぐるみ生活指導連絡協議会をはじめ、地域団体、地域の関係機関との協働により取り組む。

（３）重大事態への対処

① 重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、この場合の例として、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などが考えられる。

② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「黒松小いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

参考「重大事態の調査主体と調査組織」 市基本方針より

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

〔調査組織〕

学校に設置の「いじめ防止対策等委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「黒松小いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

③ 調査結果の提供及び報告

学校は、「黒松小いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

4 その他の重要事項

本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA役員から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討した上で、必要な見直しを行う。